

特記仕様書

第1章 総 則

1-1 工事目的

本工事は、NTT回線の普及に伴い不要となった野向小学校付近～新在家支22および、細野分校跡～荒土小学校付近間のイントラネット光ファイバー架空配線の撤去を目的とする。

1-2 工事概要

本工事については、下記による。

- (1) 工 事 名 地域イントラネット光ファイバー撤去工事
- (2) 工事場所 勝山市 野向町龍谷ほか 地係
- (3) 概 要 本工事は、野向小学校付近～新在家支22および、細野分校跡～荒土小学校付近間のイントラネット光ファイバー架空配線の撤去を行うものであり、架空配線及びその他関連機器の撤去・処分を行うものとする。

1-3 関係法令の運用等

1. 関係法令等の遵守

請負者は、本工事の施工に当たり、本仕様書によるほか、国土交通省制定の「電気通信設備工事共通仕様書」、「光ファイバーケーブル施工要領・同解説」ならびに、物品の仕様、使用目的を理解し、工事に関する諸法規、その他諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、その運用は請負者の責任において行わなければならない。

2. 関係官公署への手続き

工事のために必要な関係官公署、その他のものに対する諸手続きは、遅滞なく行うこと。それらに対して交渉を必要とするときは、速やかにその旨を監督員に申し出て協議を行うこと。

また、請負者は、工事の施工に際しても、労働関係法規を守り、労働関係官庁に対しても一切の責任を負うものとする。

1-4 疑義

設計図書等に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本工事施工の細目については、その都度打ち合わせを行い、監督員の指示に従わなければならない。

1-5 提出書類

請負者は、市の要求する書類を指定部数提出すること。

1-6 安全対策

- 1. 請負者は、本工事の施工にあたり、歩行者、自転車、バイク、自動車等の通行する場所での施工になるため、道路交通法、その他関係法令等を遵守し、安全確認を徹底し、交通事故防止に万全を期さなければならない。なお、請負者の責に帰する理由により、通行車両、通行人及びその他構造物等に損害を与えたときは請負者の負担とする。
- 2. 請負者は、本工事の施工にあたり、速やかに所轄の警察署に道路使用許可申請を行い、その許可条件を遵守すること。
- 3. 工事期間中は、安全に留意し、自動車等の走行に対する危険を防止するため、カラーコーン、バリケード及び安全ベスト等を常備着用するなどの安全対策を講ずるものとする。

1-7 中間並びに完了検査

本工事は、完了届、完成図書等を提出し、完成検査を受け検査合格完了とする。なお、発注者は必要に応じて随時中間検査を行うものとする。

1-8 工期

本工事の工期は、契約日から令和4年9月30日までとする。

1-8 工事の着手

請負者は、工事契約締結後速やかに監督員と工事についての打ち合わせを行い、現場を熟知の上工事に着手すること。また、工程管理は、監督員と綿密な打ち合わせの上行うものとする。なお、工事打ち合わせ事項については、その都度議事録を監督員に提出すること。

1-9 工事に関する留意事項

1. 工事に従事する要員は、十分な経験と技能を有するものとする。
2. 工事等のスケジュールは、監督員と協議しその指示に従うこと。
3. 工事用設備、機器などは、工事終了と同時に速やかに現場から搬出し、その現場をもとの状態に修復し、十分な清掃を行うこと。
4. 工事施工にあたり造営物の損傷、土地の踏荒し、道路の損傷など第三者に与えた損害に対する補償は請負者が負担する。
5. 造営物等に損傷を与えた箇所は造営物の管理者及び監督員の指示に従い速やかに原型に修復すること。
6. 工事により発生した産業廃棄物の処理は、産業物処理法に基づき適切に処理すること。
7. 他社通信線等の保護のため、損傷を与えないよう対策を講じること。